|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 貿易一般保険（２年未満個別保険）の取扱いについて  平成13年4月１日　01-制度-00066  最終改正　平成21年6月29日　一部改正    　貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。  記  ［Ⅰ］保険契約締結に係る基本的な取扱事項等  １および２　（略）  ３．船積前に係る取扱事項  　 ①から④　（略）  ⑤　「別紙３　政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記④の規定にかかわらず、以下の輸出不能の信用事由（約款第３条第１号に規定するてん補危険に係る第４条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。  イ.「別紙３　政府開発援助契約等」１（１）及び２．については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Ｇに格付けされておらず名簿規程の事故管理区分に該当しない場合は、約款第４条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）  ロ.イ以外の「別紙３　政府開発援助契約等」については、輸出不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る。  ４　　（略）  ５．船積後に係る取扱事項  　 ①から③　　（略）  ④　「別紙３　政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記③の規定にかかわらず、以下の代金回収不能の信用事由（約款第３条第２号及び第４号に規定するてん補危険に係る第４条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）のてん補危険について保険契約を締結する。   1. 別紙３　政府開発援助契約等」１（１）及び２．については輸出契約の決済方式にかかわらず、代金回収不能の信用事由 2. イ以外の「別紙３　政府開発援助契約等」については、ＩＬＣスイッチ方式又はトランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等代金回収不能の信用事由   ６から９　　（略）  ［Ⅱ］国別引受基準に基づく取扱事項  １から３　　（略）  　　附　則〔抄〕  　　附　則〔平成19年7月2日〕  改正後の［Ⅰ］３．④ロ．、［Ⅰ］５．③ロ．及び［Ⅱ］１．②の規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。  この改正は、平成19年７月9日から実施する。  　　附　則〔平成21年6月17日〕  この改正は、平成21年6月18日から実施する。  　　附　則〔平成21年6月29日〕  この改正は、平成21年6月30日から実施する。  ［別紙１］　（略）  ［別紙２］　（略）  ［別紙３］　（略）  ［別紙４］　（略）  ［別紙５］　（略）  ［別　表］　（略） | 貿易一般保険（２年未満個別保険）の取扱いについて  平成13年4月１日　01-制度-00066  最終改正　平成21年6月17日　一部改正    　貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。  記  ［Ⅰ］保険契約締結に係る基本的な取扱事項等  １および２　　（略）  ３．船積前に係る取扱事項  ①から④　（略）  ⑤　「別紙３　政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記④の規定にかかわらず、信用事由について保険契約を締結する。  ４　　（略）  ５．船積後に係る取扱事項  　 ①から③　　（略）  ④　「別紙３　政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記③の規定にかかわらず、信用事由について保険契約を締結する。  ６から９　　（略）  ［Ⅱ］国別引受基準に基づく取扱事項  １から３　　（略）  　　附　則〔抄〕  　　附　則〔平成19年7月2日〕  改正後の［Ⅰ］３．④ロ．、［Ⅰ］５．③ロ．及び［Ⅱ］１．②の規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。  この改正は、平成19年７月9日から実施する。  　　附　則〔平成21年6月17日〕  この改正は、平成21年6月18日から実施する。  ［別紙１］　（略）  ［別紙２］　（略）  ［別紙３］　（略）  ［別紙４］　（略）  ［別紙５］　（略）  ［別　表］　（略） |  |